

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、ジェイエア乗員組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 28 年 3 月 18 日以降

2 場所

別記の都道府県におけるジェイエア乗員組合の組合員が勤務する株式会社ジェイエアの全職場

3 要求事項

安全対策等

平成 28 年 3 月 14 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別 記

北海道	青森県	岩手県
宮城県	秋田県	山形県
東京都	新潟県	大阪府
和歌山県	愛媛県	高知県
福岡県	長崎県	熊本県
大分県	宮崎県	鹿児島県